

## 名張市コミュニティバス「ナッキー号」運行協賛事業者等募集基準

### （目的）

この基準は、名張市コミュニティバス運行条例（平成17年条例第1号）の規定に基づくコミュニティバス「ナッキー号」の運行の趣旨に賛同し、支援しようとする市内の事業者等の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協賛事業者等の募集）

第1条 市は、コミュニティバス「ナッキー号」の運行の趣旨に賛同し、協賛金により運行を支援する事業者等を募集する。

### （協賛事業者等の名称等の掲示）

第2条 協賛する事業者等の地域貢献を周知するため、協賛期間中、当該事業者等の名称、社章又はロゴマーク（以下「名称等」という。）をコミュニティバスの車体に掲示するものとする。

### （協賛金の額及び募集口数）

第3条 協賛金は、1ヵ月単位とし、一口の金額と募集口数は、次のとおりとする。

- （1）月額 10,000円 4口
- （2）月額 8,000円 8口
- （3）月額 5,000円 16口

### （一事業者等の協賛口数）

第4条 一事業者等が協賛できる口数は、一口とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

### （協賛期間）

第5条 協賛期間は1年度とし、年度途中から協賛した場合は、その年度末までとする。ただし、再協賛をさまたげない。

### （協賛金の納入）

第6条 協賛金の納入は、協賛期間前に協賛期間の総額を一括納入するものとする。

### （名称等の規格と作成）

第7条 掲示する名称等は、縦15cm×横45cmとする。また、材質はマグネットシートとし、事業者等が作成する。ただし、掲示位置により、材質をカットニングシールとする場合がある。

### （名称等の掲示位置）

第8条 名称等の掲示は、協賛金の金額別に、バス車体の次の3面に掲示することとし、各面における掲示位置は、市が指定した位置とする。

- （1）月額 10,000円 バス乗降口側面
- （2）月額 8,000円 バス後部面
- （3）月額 5,000円 バス運転席側面

(協賛の申込)

第9条 コミュニティバス「ナッキー号」の運行に協賛しようとする者は、名張市コミュニティバス協賛事業者等申込書(様式第1号)により行うものとする。

(応募事業者等の審査)

第10条 応募事業者等の審査は、名張市広告審査委員会において行う。

(協賛の決定)

第11条 市は、協賛を受けることの可否について決定した場合は、速やかに名張市コミュニティバス協賛事業者等決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に協賛することができる事業者等の要件、募集方法その他必要な事項は、名張市有料広告事業実施要綱(平成18年告示第224号)に基づく有料広告事業の例による。

(施行の日)

この基準は平成19年4月10日から施行する。